

「合同チームによる参加について」

1 合同チームを作るにあたって

- (1) 合同チームは地区別に組むこととする。地区とは駅伝の地区委員の区割りと同じとする。
- (2) チームは各駅伝の地区委員が選手をとりまとめる。補員は男女とも各 3 名まで認める。
- (3) 合同チームには学校単独で参加するチームの選手を加えることはできない。
- (4) チームを構成した学校の顧問のうち一人が監督の任にあたる。引率はそれぞれの学校の顧問が行う。

2 合同チームの扱いについて

- (1) 合同チームはオープン参加とする。
- (2) 順位・記録は参考記録とする。

3 その他

- (1) ナンバーカードは大会本部で用意して走ることとする。
- (2) 参加料は男子 1 チーム 7,000 円、女子 1 チーム 5,000 円とする。
- (3) チーム作りは原則支部ごととするが、チーム作りの機会を増やすために、大田・邑智・江津地区と益田・浜田・鹿足地区の二つをまとめ石見支部としても参加を認める。また更に機会を増やすために支部の枠を取り払って合同チームを結成することができるものとする。

2016 年大会から実施

3 その他の(3)は2018,2019年に追加

※申し込みファイルは別様式を使用する。問い合わせは委員長迄。